

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 日時

平成25年2月7日(木)午後2時30分

第2 場所

岡山家庭裁判所中会議室

第3 出席委員

1 委員(五十音順)

出原晋一郎委員, 小川育央委員, 佐藤由美子委員, 瀬戸啓子委員, 濱本純子委員, 平田裕章委員, 広岡尚弥委員, 藤田健三委員, 水田美由紀委員, 水野洋子委員, 森雄二委員, 山本繁委員

2 説明者

八木哲也次席家裁調査官

柿谷真佐人主任家裁調査官

3 オブザーバー

劔持誠事務局長

福田郁生首席家裁調査官

渡邊美恵子首席書記官

第4 議事の要旨

1 開会

2 意見交換

「面会交流」をテーマに意見交換を行った(発言要旨は別紙のとおり)。

なお, 意見交換の前に, 説明者による面会交流についての説明のほか, DVD「子どものための面会交流に向けて」の視聴, 面会交流室における試行的面会交流のロールプレイが行われた。

3 次回の期日の決定, 意見交換事項(テーマ)の決定

次回の開催日時は, 平成25年6月27日(木)午後2時30分とする。

意見交換事項（テーマ）「成年後見制度」

4 閉会

(別紙)

意見交換における発言要旨

(委員長, 委員(委員長を除く。), 説明者)

今回、岡山家裁オリジナルの、面会交流の説明ツールの試作品を拝見したが、この資料は、誰を念頭に作成されたものか。

「親」を念頭において作成したものである。DVD等の他のツールに加え、なぜ面会交流が必要なのか、大切なのか、ということの説明に特化したツールとして試作、検討しているものである。

「親」、大人を対象としながら、このような柔らかいタッチのイラストが描かれていることに好感を持った。一方で、字の小ささ、多さが目に止まった。一般の方には、この字は小さく、多く、読みづらいと思う。

こうしたツールが検討されていることはとても意義深い。

多くの御意見をいただき感謝申し上げます。今後の検討の参考にさせていただく。

試行的面会交流のロールプレイを興味深く拝見した。面会交流を希望されている当事者への説明手法として、ロールプレイを見ていただくことは行われているのか。

ロールプレイはあくまでも本委員会のために行ったものである。当事者等に対する面会交流の説明は、各種ツールを駆使しながら、丁寧に、手順(タイミング)も慎重に考慮しながら行っている。拙速に、今日説明しました、次回実施します、といったことは行っていない。ただ、ロールプレイに対する御感想についても今後の参考にさせていただく。

弁護士が代理人になっている事案でも、そうした説明等は行われているのか。これまでの経験で、あまりそういった説明を聞く機会がなかった。

弁護士が代理人に選任されているから、そうした説明等は行わないということはしていない。代理人の有無にかかわらず、調停手続の進行の中で、必要と考えられれば説明は行う。また、説明してほしいとの希望があれば、説明させていただく。

面会交流は、子が「何歳」まで行われるものか。

親と子が面会し交流するということは、子が何歳になろうと、ずっと続いていくもの、必要なものである。本委員会で取り上げている面会交流は、自力で自由に、自分の判断では親に会いに行くことが難しい年齢の子（子ども）を念頭に置いている。

試行的な面会交流は、申し込みをすれば、誰でも利用できるものか。

申し込みを行えば、希望すれば誰でも利用できる、実施できるというものではない。あくまでも、試行が相当、必要であると判断された場合に行われるものである。

DVDを拝見して、率直に言わせてもらおうと、「こんなこと、ありっこない」と思った。子のことを考え「理想的」なやり取りをする様子が描かれていたが、現実にはあり得ない。あのようなやり取りができるくらいなら、そもそも離婚なんかしてほしくないという思いが湧いた。そして、子することに思いを至らせ、離婚するかどうかなお再考させるような社会的なシステムが必要ではないかと思った。

家裁調査官の役割、関わりについて改めて説明していただきたい。

調停手続が進行する中で、裁判官及び調停委員によって構成される調停委員会から命じられると、家裁調査官は、人間行動科学の専門職として、期日と期日の間に当事者等にお会いして事情をお伺いする、調停期日に立ち会う、そして、自らの意見を調停委員会に申し述べる、といった仕事を行うことで、関わりを持っている。

こういう方法で面会交流を行っていく、ということが決まった後は、どのような形で関わっていくのか。

何年も関わり続けていくということはない。むしろ、決まる前に、将来の見通し等も十分考慮した上で、専門職としての意見を申し述べている。そして、その予測を超えるような事情の変化等があり、面会交流が滞ったり、父母間で新たな対立が生じて、改めて、履行勧告や再度の調停の申立てが行われると、そこで、再び家裁調査官としての関わりが生じることになる。

今、履行勧告、再度の調停の申立てという話があったが、私は、非親権者側の代理人として、十数年もの間、離婚調停、離婚訴訟、面会交流の履行勧告、面会不実施の損害賠償の訴訟、債権執行（勝訴判決による給与の差押）、親権者変更、間接強制といった手続を行った

ことがある。決して子を非親権者に会わせないようとしなない親権者を相手に、行い得る手続
を行いつけた、そうするしかなかった、という経験がある。

1月の朝刊に、アメリカ合衆国オレゴン州の離婚プログラムの記事が掲載されていた。プ
ログラムを受講しなければ離婚できないというものであるが、今日ここまでの家裁調査官に
関する話を聞く中で、離婚を考えている人は、離婚する前に、まず家庭裁判所に来て、家裁
調査官の素晴らしい話を聞いてほしい、そんなシステムを作ってほしい、そのような思いを
持った。

面会交流の頻度は通常どの程度のものか。月1回程度か。

あくまでも感覚的なものであるが、月1回程度ということが多いように思う。

家裁調査官の関わりということ言えば、私がかつて代理人を務めた事案で、もともとD
V事案であったにもかかわらず、家裁調査官が実によく父母間の調整に尽力され、最終的に
は、当人同士でやり取りを行い、面会交流をスムーズに継続することができることになった
ものもある。紹介させていただく。

今日のいろいろなお話を、今後の家庭裁判所の運営の参考にさせていただきたい。